

植民地使節フランクリンと「ハッチンスン書簡事件」

保坂，嘉恵美

(出版者 / Publisher)

法政大学教養部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政大学教養部紀要．外国語学・外国文学編 / 法政大学教養部紀要．外国語学・外国文学編

(巻 / Volume)

108

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

18

(発行年 / Year)

1999-02

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004806>

コロニアル・エイジェント

植民地使節 フランクリンと

「ハッチンスン書簡事件」

保 坂 嘉恵美

1774年68歳のフランクリンは、おそらく彼の生涯を通じてもっとも遺憾な出来事として記憶されたであろう、ある「書簡事件」の首謀者として、イギリスの枢密院で厳しい糾弾を受けている。そこがヘンリー8世の時代に宮殿の闘鶏場であったことから奇しくもコックピットと呼ばれていたことは、なにやらフランクリンの窮状を政治的戯画として連想させるが、実際この時の屈辱を後に「牛攻め」(英語で bull-bating という犬をけしかけ牛を殺させるイギリス古来の見せ物)の責め苦になぞらえたほど⁽¹⁾、「事件」は彼に予期せぬ大きな痛手を負わせたのである。その後まもなく、植民地と本国とのいわば橋渡しとしての10年余にも及ぶイギリス滞在に終止符を打って、彼はペンシルヴェニアへ帰って行った。アメリカとイギリスとの乖離ももはや架橋不可能となったことの、それは象徴的な帰国でもあったろうか。本論では、まさにアメリカが独立戦争に突入する直前までのおよそ10年間、^{コロニアル・エイジェント}植民地使節としてイギリス政界と交渉を続けたフランクリンの軌跡を歴史的な文脈のなかであとづけ⁽²⁾、「ハッチンスン書簡事件」におけるフランクリンの政治的ふるまいとその言説効果について考えたい。

I ペンシルヴェニア請願

ペンシルヴェニア植民地を代表する使節として、対領主問題で渡英したのは1764年暮れ、交渉役としては二度目の渡英であったが、その後ジョージア(1768～)、ニュージャージー(69～)、マサチューセッツ植民地(70～)の代表をも兼務、フランクリンの滞英はすでに10年になろうとしていた。歴史的に俯瞰すれば、イギリスがフレンチ・アンド・インディアン戦争(1754-60)によってフランスを破り新大陸における覇権を決定的としたものの、本国政府は莫大な戦争債務の処理に悩まされ現駐屯軍の維持費をまかなうためにも、歳入増

加をねらって植民地への課税策を矢継ぎ早に強行していった時期にあたる。

フランクリンの当初の使命であった対領主問題の解決は速やかな展望が開けず、近い将来彼の訴えが政府や国王に是認される見通しもたたなかった。一方植民地各地では新たな課税法に対する不満反発が高まって、イギリス政府はそうした情勢に神経をとがらせ植民地の忠誠に警戒心を強めていく。植民地でのその後の反英感情の高まりを背景におきながら、ペンシルヴェニアのエージェントとして出発したフランクリンのイギリスに対する政治姿勢をみると、彼の対英スタンスが、今日の「独立革命の英雄にして建国父祖」といったイメージから連想されるのとはちがって、はじめから一貫して急進的^{ラディカル}なものではなかったことをおさえておく必要があるだろう。

そもそも彼が解決する事を第一の使命として渡英した対領主問題とは、領主による統治 (proprietary government) に代わってむしろ国王による統治 (royal government) を願い出る請願にほかならなかった。ペン一族が領主としてペンシルヴェニア議会と領地の課税問題で対立し領内の治安維持にも不安を抱かせた結果、議会は彼らの排除を国王に願い出るべくフランクリンにその請願を託したのである。そこには国王と臣下である植民地は一体であるべきなのにそれを任意の介在者 (領主) の存在が損なっているという苛立ちがあり、国王に対する臣下としての忠誠心に揺らぎはなかった。しかしフランクリンの精力的なロビー活動にも関わらず政府や国王の反応には確たる手応えがなく、フランクリンは依然樂觀を維持し続けたが問題は先送りされていくばかりで、次第に請願は「失われた大義」⁽³⁾ という様相を呈していった。

Ⅱ 印紙税法

渡英後半年ほどの内に、より緊急に対応しなければならない不穏な情勢が植民地に高まっていく。すでに「砂糖税法」は発効しており (64年5月)、翌65年早々には公文書から新聞やパンフレットにいたるまで植民地のあらゆる印刷物に印紙の貼付を義務づける「印紙税法」が議会を通過してしまう。地域によって程度の差こそあれ、植民地には「代表なくして課税なし」を合い言葉に抗議活動が勢いを増した。フランクリンは一旦は独自の代案を提示してその通過を阻止しようと試みはしたものの、「太陽の没するのを阻む」⁽⁴⁾ に等しい努力という思いが勝って、不本意ながらも従う妥協の姿勢を当初は取りつづけたのであ

る。さらに11月の施行をにらんで、友人ジョン・ヒューズをペンシルヴェニア印紙販売官として推挙するというプラグマティストの一面をさえのぞかせている。そのヒューズに宛てた彼の手紙――

印紙税法に関していえば、我々にはそれが撤回されるよう努力するという決意――あなたもご同意くださるでしょうが――はあるものの、功を奏するかどうかは確信がもてません。それが継続するなら、執行官としてのあなたは当面不人気になるやもしれませんが、落ちつきと冷静さをもって行動し機会あるごとに人々の便宜をはかってやることで、彼らの争いは次第に鎮静していくでしょう。しばらくは国王への堅い忠誠心とこの国の政府への忠実な支持こそが常にあなたにとっても私にとってもとるべき最も賢明な道となるでしょう、たとえ民衆とその盲目なる先導者たちの狂気がいかなるかたちをとろうとも (a firm royalty to the Crown and faithful adherence to the Government of this Nation ...will always be the wisest Course for you and I to take whatever may be the Madness of the Populace and their blind leaders...) ⁽⁵⁾

しかしフランクリンのこうした課税容認ともとれる姿勢は、地元ペンシルヴェニアでは彼が税法加担者であるとの敵意を生み不評はつもの一方で、ヒューズばかりでなく妻デボラが留守をあずかるフランクリンの自宅までも再三にわたって暴徒たちの襲撃目標となるほどだった。植民地のなかでもとりわけ急進的なマサチューセッツのボストンでは、暴徒たちによって収税官アンドルー・オリヴァーの人形が首をはねられ火あぶりにされ事務所が打ち壊されたあげく、彼は職務放棄を誓約させられている。「独立革命の英雄」フランクリンにしても、もし彼が地元には不在でなかったならば、こうした扇情的な儀式で「首」をはねられていたかもしれないという連想は、一連の情勢から決して荒唐無稽なものとはいえないだろう。

フランクリンは事態の深刻さに、植民地の「誤解」を払拭すべく名誉挽回の策に打って出る。植民地に影響力をもつイギリスの有力な人脈を利用して、彼らから植民地に、自分の「実像」すなわち彼が税法撤回にいかに努力したか、また、いかに努力しているかが伝わるように働きかける。さらに新聞などに植民地を擁護し税法廃止を訴える記事を次々と発表するといった戦略である。65

年11月の税法施行と相前後して、フランクリンは上記のような「親アメリカ」的な自己像を積極的に表出するいわば「PR キャンペーン」を展開した⁽⁶⁾。植民地ではパトリック・ヘンリーの起案によるヴァージニア反対決議の採択があり、さらにマサチューセッツ植民地主導によりニューヨークにおいて9植民地の連合会議が開催され不満宣言を採択する。民衆レベルでは、広範な非買運動などによる本国商人への打撃が深刻化し、またオリバーの例のような収税官などを襲う暴動が頻発したこともあって、事実上執行行政は機能不全となり、66年2月印紙税法はついに廃止となった。その決定の直前、フランクリンは究極的な名誉回復の好機を得ている。税法に対する下院全院委員会の公聴会に喚問され、印紙税法に対する意見を求められたのである。彼ははっきりとその不当と植民地の立場を擁護し、不買運動がこのまま継続すれば本国に大きな痛手をもたらすであろうと警告した。フランクリンのこの議会証言が廃止の決定に直接影響を与えたといわれている。そしてそれはまさに、フランクリンに単に一植民地の代弁者ではなくアメリカ植民地の代表者として傑出した名声をもたらした最初の機会となったのである。

しかし植民地においては、印紙税法撤廃の歓喜のなかで、その撤廃が、イギリス国王と議会はアメリカ植民地に対していかなる場合にも立法権と課税権を有するものであることを確認した「権利宣言法」の通過と抱き合わせであったことは少なからず看過されていた。そして翌67年には、ウィリアム・ピットを首班とする新内閣の蔵相チャールズ・タウンゼンドが「タウンゼンド諸法」と呼ばれる一連の植民地法を再び漸行し始めたのである。

Ⅲ タウンゼンド諸法

タウンゼンド諸法の中の「歳入法」はイギリスから輸入されるガラス、紙、茶に関税を課しそれを国王任命の植民地官吏（総督や裁判官）の俸給に充てることを目的としたものだが、政府の真のねらいは官吏への俸給支払いの権利を植民地議会から剥奪することでその影響力をなくそうとするところにあった。さらにこの「歳入法」を執行する「アメリカ税関管理局」の新設と、密貿易に対する裁判を陪審制なしにおこなう「海事裁判所」の新設が定められた。歴史の視点を少しばかり先に移せば、そうした新設役所の創設地としてその一つにボストンが選ばれ、それによってこの既に急進的であった港町がいっそう不穏

な政情となり、ついに独立革命の緒戦（1775年4月レキシントンとコンコードの戦い）を勃発させる因果が見えてくる。

タウンゼンド諸法に対する歴史的な抗議声明といえば、フィラデルフィアの弁護士からペンシルヴェニア政界に入ったジョン・ディッキンソンによる「ペンシルヴェニアの一農夫からの手紙」（1767～1768）が挙げられよう。ディッキンソンはこの「手紙」のなかで、歳入増加を目途とした植民地関税が、イギリス法の原理からいかに逸脱し不当なものであるかを厳しく批判した。『ペンシルヴェニア・クロニクル紙』に続き多くの植民地新聞がこぞって「手紙」を掲載しパンフレットが増刷され、植民地世論の広い支持を受けた証左となった。もともと領主支持派であったディッキンソンはフランクリンの政敵であったが、フランクリンはこの政敵の「手紙」を「平和的な抵抗」⁽⁷⁾と評価してロンドンで活字にする一方、自らも「1768年以前のアメリカ的不满の諸原因」（68年『ロンドン・クロニクル紙』）など数多くの反税法プロパガンダを匿名で発表し、不買の継続を呼びかけている。匿名という慎重な配慮はあるものの、フランクリンの植民地擁護・政府批判の姿勢はさらに一歩進んだようにおもわれる。

フランクリンがタウンゼンド諸法に対し植民地の権利擁護に傾倒していく根拠は、その後68年にジョージア植民地の代表を、69年にはニュージャージーそして70年にはマサチューセッツの代表をも引き受け、4つの植民地代表を兼務するという代表権の拡大によって堅固なものとなっていく。あえて重複する激務を選んだ背景には、48年以来友人デヴィッド・ホールに任せていたペンシルヴェニアの印刷所の経営について、65年までと前もって約束した通りその共同経営権を解消しなければならないという彼の個人的な経済事情があったと推測されている。だが動機に俸給収入があったとしても、結果としてそのプロセスは、彼に「帝国のさまざまな問題について、アメリカの動きとイギリスの反応に対処しつつ、彼自身の考え方を定義し再考する」ことを常態的な使命として引き受けさせ、彼が「ロンドンにおけるアメリカの大義の主たるスポークスマン」⁽⁸⁾として認知される道程を固めていく時間を提供したのだといえよう。そしてとりわけ彼がマサチューセッツ植民地の代表を引き受けた1770年以降、彼の個人史はいよいよアメリカ独立革命の前哨戦と交差していくことになる。

Ⅳ マサチューセッツ植民地と総督ハッチンスン

1630年マサチューセッツ・ベイ・コロニーとして出発したマサチューセッツ植民地は、初期植民地のなかでも、建設時から国王の特許状を根拠として独自の宗教的理想に基づく自治政体を組織し、その後の本国の圧政の余波を乗り越えながら、初期の存立意義を後続世代へと継承していったことはよく知られている。それゆえ1760年代半ば以降本国によってアメリカへの一連の課税策が漸行された時期に、この誇り高い植民地からの反発がとりわけ激しかったことは当然予測される事態であった。きわめて微妙な立場に立たされたのは、マサチューセッツの植民地官吏たちである。彼らは本国政府と植民地の仲介役となつて、植民地の政情を逐一本国に報告し対応策を仰ぎ講じていかなければならない任務ゆえに、本国政府の忠実なる従僕であろうとすれば、なにかの機会に植民地の側からは内通者さもなければ裏切り者という烙印を真っ先に押される運命にあった。

1765年11月の印紙税法の施行を前に、マサチューセッツ収税官アンドリュー・オリバーが暴徒たちに襲撃された事件については前述したが、これと相前後して当時植民地副総督の地位にあったトマス・ハッチンスンの邸宅が焼き討ちにあっている。これもまたボストンの急進的な地下組織「自由の息子たち」による計画的な破壊活動であった。ハッチンスンは58年副総督就任後60年代の一連の課税策の執行責任者として総督フランシス・バーナードとともに植民地の不興を買っていた最たる人物であり、その後71年総督に任ぜられてから74年職を退くまで、議会と対立し続けた親英強硬派の行政官であった。アンドリュー・オリバーとハッチンスンとは義理の兄弟の間柄で、ハッチンスンが総督昇格後アンドルーは副総督、弟ピーター・オリバー（彼の息子ピーターとハッチンスンの娘セアラの結婚により縁戚関係はさらに強固になっている）は最高裁判所の長官となり、いわば一族で権力の要職を押さえていた⁹⁾。彼らはみなボストン生まれであり、帰属意識という点では本国よりもむしろ植民地にあることが期待されたであろう。

タウンゼンド諸法の発効後には、ボストンに入港する船荷に対して収税を執行する「アメリカ税関管理局」と密貿易に対する裁判を陪審制なしにおこなう「海事裁判所」が新設されたことは、これも前述したとおりである。1768年ボ

ストンの貿易商人ジョン・ハンコック所有のリバティ号が密輸の疑いで当局に捕獲され船荷が押収されると、つづいて暴動が起り船が焼かれた。ハンコックは周知の通り、サミュエル・アダムスと並ぶマサチューセッツ急進派の指導者で、後に独立宣言の筆頭署名者そして独立後も民衆の圧倒的支持を得て初代州知事に選ばれたいわば革命史上の「英雄」であるが、彼はこの時の被害により、イギリス圧政の「殉教者」としてのイメージを高めたと言われている。本国政府はこうした世情を憂慮し、「この手におえない町の秩序を維持するために」イギリス正規軍の2連隊の進駐を決定したため、「政府から最小限の干渉しか受けなくて生活するのに慣れていた」⁽¹⁰⁾ボストンの町は、イギリス兵の常駐によって一触即発の緊張状態が日常化していった。1770年3月には市民の他愛ない挑発行為にイギリス兵が発砲、死者5名と多数の負傷者を出す事件起きた。タウンゼント諸法を実効あるものにすべくイギリス軍が進駐して以来、本国の意のままにそれを容認したかたちとなったハッチンスンら行政官たちへの民衆の不信は増す一方であったが、とりわけ「ボストン虐殺」と後に呼ばれるこの事件を機に、彼は植民地行政の最高責任者として厳しい政治的決断をせまられていく。「ボストン虐殺」は植民地のイギリス軍撤退要求を勢いづかせた。総督フランシス・バーナードは難儀な総督職に辟易し前年イギリスに召還されてしまっていたため、ハッチンスンは代行として厳しい要求の矢面に立たされた。ほとんど脅迫的な圧力に屈する形で彼はイギリス軍の撤退を認めたが、半年とたたないうちに再びボストン湾の島の要塞ウイリアム砦にイギリス軍を駐留させよというアメリカ植民地担当大臣ヒルズバラ卿の命令が下された。彼はこれを忠実に遂行する。既に植民地兵が守りについていただけにもかかわらず、彼らをあえて正規軍と入れ替えることで、ボストン地域における国王ジョージ3世の威光を強化し、嫌がらせを受ける税関官吏たちへの援軍ともなりうるという本国政府の思惑から発せられた指示であったが、彼はあくまでも、国元の圧力からではなく総督としての自らの判断において決行した策であるかのように装い、予測される反発をかわしたのである⁽¹¹⁾。

だが71年正式に総督に就任したあと、彼は植民地議会との間にぬきさしならぬ衝突を引き起こしてしまう。事の発端は、彼の俸給の支払い問題であった。前述した通り、タウンゼント「歳入法」は、課税の税収を国王によって任命された行政官や裁判官など植民地官吏たちの俸給に充てることで、結果として、植民地議会から国王に俸給支払いの権限を移そうとするねらいがあった。植民

地にとって俸給の支払い権限を失うことは、官吏たちへの議会の影響力が格段にそがれることを意味した。マサチューセッツ植民地がこの決定に激しく反発したのは当然である。彼らはこの方策を「危険な刷新^{イノヴェイション}」と断じ、ハッチンスンがこの件に関して彼の嫌疑を晴らしたいなら、その決定を覆すべく直ちに国王に請願すべしとの要求を発した。地元紙も、彼を「シーザー」呼ばわりし、この「圧政者」がいつか我々を「奴隷」にするだろうと民衆の敵愾心をあおりたてた⁽¹²⁾。長年植民地の圧力を不当な職権侵害と感じ忸怩たる思いを鬱積させていたハッチンスンは、意を決して抗議の声明を発表する。「植民地に対するイギリス議会の絶対的覇権」(72年7月)と題されたその声明は、俸給支払いの権限についてだけでなく、イギリス本国の統治権と植民地の人々の権利の範囲にまで及んだきわどい主張であり、結論として、国王とイギリス議会の統治権は一にして全であり、特許状により保証されたマサチューセッツの立法行政権といえどもそれに従属すべき権能であって、本国の統治権を制約するものではないことを言明していた。議会が反論したのは言うまでもない。両者ともそれぞれの主張を譲らず、声明の応酬が多く、文書と長い時を費やして続いた。バーナード・ベイリンのハッチンスン評伝によれば、「マサチューセッツに限らずほかの植民地でも、これ以前に総督たちと議会と間で多くの論戦がありはしたが、これほどまでに劇的な対決、そして英米の関係について最もセンシティブな問題にメスを入れることをこれほど意図的にねらった対決、かつ最大限世評に訴えるためにこれほど細心に仕組まれた対決はかつてなかった」⁽¹³⁾のである。

結局ハッチンスンの仕掛けた議論は、議会からの断固たる権利宣言を挑発し、植民地の側からみれば彼自身の度しがたい偏狭な保守性を露呈させ、マサチューセッツの急進勢力をきわどく独立へと駆り立てただけだった。窮地に立たされたハッチンスンは打開策を本国政府に求めた。このとき新任のアメリカ植民地担当大臣ダートマス卿は、ロンドン駐在のマサチューセッツ植民地代表に情勢判断を仰いでいる。「この人物の軽率な言動によって、なんとという窮地に我々皆が追い込まれてしまったことか！」とハッチンスンに対する苛立ちを隠さない大臣に、この一件に本国政府の介入する余地はなく、マサチューセッツ議会の過激な主張は「ただ言葉の上のこととして」⁽¹⁴⁾、しばらく事態を静観するのが最善の策と、フランクリンはあくまでも冷静な対応を進言したのである。

V ハッチンスン書簡事件

こうしたマサチューセッツ植民地の膠着的な対立状況に一石を投じるべく、フランクリンはある秘策を仕掛けていた。それはまさしく首尾よく仕掛けられた時限装置のように、好機を得て障害を粉碎し、現在滞留している本国と植民地との相互信頼の流れを少なからず回復する一助になるはずであった。しかしこのときフランクリンは、そこにまた自爆の危険が潜んでいることに気づいてはいなかった。

ほどなく10年になろうとする植民地代表としての職歴にあって、フランクリンが当初の忠実なる^{キングスメン}臣下から、一連の課税策への対応を通じて、次第に植民地の権利擁護の姿勢を強めていった経緯は見たとおりである。しかしその間一貫していたのは、力に訴えんとするかのような植民地の過激な反抗に対して彼が決して首肯しなかったということである。とくに本国からの軍事的威圧にさらされ騒乱の絶えなかったマサチューセッツ植民地に対しては、議会を扇動する過激なイデオログたちとは距離をおき、そうした暴力的な騒乱が性急に度重なっていけば、本国の圧力をいっそう強めるだけの結果にしかならず、機が熟す時まで慎重かつ平和的に交渉を継続するのが賢明の策であるという立場に立っていた。例えば次のようなボストンの友人への手紙――

我々のなかに性急な決裂を望む暴力的な人間たちがいるようにおもわれます。しかし私は我々同郷の士の総体的な思慮分別が以下のような事態を予見できるだろうと信頼しているのです。すなわち我々の高まりつつある實力によって、我々是我々の主張が許容されねばならない状況へと急速に近づいていること。そして時期尚早の闘争に訴えれば我々はさらに一世代の間、力をそがれ抑圧されるかもしれないということ。友人どうしの間で、侮辱がことごとく決闘に値するわけではなく、危害がことごとく戦争に値するわけでもないのと同様に、統治者と被統治者との間においても政治の過ちのことごとくが、権利に対することごとくの侵害が反乱に値するわけではないということを⁽¹⁵⁾。

当面の間は本国と植民地との相互不信の修復に努めるのが最善とみていた彼

にとって、その好機が訪れた。植民地の人々の反感を招いている最近の強圧的な政策が、本国政府からの直接的な指示によってではなく、その出先機関である行政官たちの要請にもとづいて投入されたいという情報、そしてそれを「証明する」数通の書簡——ロンドンの政府要人たちと長年にわたって築いてきた人脉から、フランクリンがその情報と手紙を入手したのは、おそらく1772年の秋であった。

問題の手紙の書き手とは、ほかならぬマサチューセッツ総督トマス・ハッチスンと副総督のアンドリュー・オリヴァーであった。1760年代の後半タウンゼンド諸法による植民地の混乱のさなか、それぞれ副総督と秘書官の職責にあった彼らからイギリスの高官に宛て、マサチューセッツ植民地の不穏な現状に対する深い憂慮が書き連ねられていた。たとえば、「母国から3000マイルも隔たった植民地が母国の自由をすべて享受する」のは不可能である、とか、今後イギリスとの絆を維持しうするためには、植民地においては「いわゆるイギリス流の自由は制約されねばならない」(“there must be an abridgement of what are called English liberties”)⁽¹⁶⁾、といったたぐいの植民地の人々にとっては裏切りともいえる提言——こうした軍事的強硬手段の要請とも解釈しうる提言が散見される二人の手紙を入手したフランクリンは、その内容に驚きはしたものの、これがイギリスと植民地の人々の相互不信の解消の一助になるかもしれぬと判断した。すなわち、今日の植民地のイギリスに対する怒り、本来その責任はイギリスにではなく、彼らの同郷の士であるハッチスンとオリヴァーが負うべきものであるという「証拠」が確保された以上、それを効果的に利用することで、君主と臣下の良好な関係が回復されうのではないかという予断である。植民地と本国との性急な決裂は回避すべきだとするフランクリンにとって、二人は今や「スケープゴート」として追放することに価値のある存在となったのである——彼らには「古代の贖罪の山羊のように、二つの国の間に起こったすべての反駁を荒野へと運び去って」⁽¹⁷⁾もらわねばならない。問題の手紙は、その年の12月、マサチューセッツ植民地議会の議長トマス・クーシングに宛ててボストンに送られた。フランクリン自身が植民地の郵政長官代理という立場にあったにもかかわらず、私信の秘密を犯す道徳的危惧よりも高度な政治的判断が優先したのである。

事は極秘に運ばれねばならなかった。印刷はもとより複写も厳禁、フランクリンに手紙を提供した人物（フランクリンの手に渡ったときすでに手紙の宛名

は消されていたが、手紙の提供者はその宛名の人物とは別人である)の名も秘されて、議会の郵政委員とその他限られた数名にのみ熟読させたのち返送すべしという条件がつけられていた。しかし、73年3月およそ3カ月かかって海路ボストンに届いた手紙の衝撃は、あまりに大きいものであった。フランクリンの意に反して、手紙は写しとられ議会で読み上げられ活字になって議会の内から外へと流布してゆき、最終的にはアメリカの各植民地の新聞が、「その一字一句の含むところを詮議しつつ」⁽¹⁸⁾こぞって掲載する始末となった。議会に設けられた特別委員会は、総督と副総督を激しく糾弾した。彼らこそ、自分たちの利益と栄達のために植民地の自由と権利を蹂躪し、今日の流血の混乱を招いた首謀者であったのだと。73年6月、イギリス国王はこの二人をその要職から永久に追放されるべしとの嘆願の決議が議会において採択された。ベイリンによれば、「18世紀の政治論争という文脈を考慮してもなお、この時の決議の字句は、傷に焼印を押しあててるとき嘲罵で際立っている」⁽¹⁹⁾。ハッチンスンらの弁明の声はほとんど黙殺され、フランクリンの「スケープゴート」戦略は、アメリカにおいて功を奏しつつあるかにみえた。一方ロンドンでは、植民地議会の決議が明らかになり問題の手紙が新聞に出回ると、その出所をめぐってさまざまな憶測が乱れとんだ。そしてスキャンダルは、ついには手紙の提供者として嫌疑をかけられた側と名指した側の決闘事件まで引き起こしたのである⁽²⁰⁾。

結局この時の決闘は勝敗が定まらなかったため、フランクリンは再び対決が繰り返されるのを恐れて、植民地への手紙の送信人が自分であることを公表せざるをえなくなった。年が改まった1774年1月、植民地議会による嘆願決議の可否をめぐって枢密院の公聴会が開かれ、通称「コックピット闘鶏場」と呼ばれる審問の場に召喚されたフランクリンは、時の法務次官でハッチンスン側の弁護に立ったアレグザンダー・ウェダバーンの厳しい尋問にさらされた。ついには「盗人」呼ばわりまでされる激しい罵倒(ウェダバーンはフランクリンの知名度を当てこすり、彼には a man of letters [文人] ならぬ *homo trium literarum* [a man of three letters 3文字の男] という呼び名こそふさわしいと痛烈に皮肉ったが、ラテン語の *fur* [盗人] を示唆してのことである)の連続であったが、彼はただ沈黙してこれによく耐えた。「コックピット闘鶏場」にはアメリカ植民地担当大臣ダートマス卿、前任者のヒルズバラ卿など政界の要人やエドモンド・パーク、ジェレミー・ベンサムといった言論人ら多く著名人が傍聴人として詰めかけて

いたが、多くはウェダヴァーンの熱弁に聞き入り、糾弾は一種のエンターテインメントと化して、ときには大きな拍手が沸き起こることさえあったという。この喚問の9日前、茶税（70年タウンゼント諸法撤廃後に残された関税）に反対する夜襲事件「ボストン・ティー・パーティ」（73年12月16日）のニュースがロンドンに届いており、いよいよ不穏となったボストン精神に対する警戒心の高まりから、フランクリンへの風当たりがいつそう強くなったとも考えられよう。結果はハッチンスンとオリヴァーを弁護するウェダバーンの全面的な勝利に終わった。植民地議会の嘆願は、「譴責に値する何ものも含んではいない書簡、しかも両名が今日の役職に就く以前の私的で非公式な書簡のみを根拠とした煽動的な決議」⁽²¹⁾であり中傷・濫訴にすぎないとの報告が、枢密院から国王へなされた。フランクリンは郵政長官代理の職をただちに解かれ、アメリカの愛国者としての名は突然センセーショナルなかたちで高まりはしたものの、彼の秘策は、思いもよらぬ屈辱的な体験を彼に強いて、頓挫の憂き目を見ることとなった。

通信手段を唯一郵便に頼っていた時代、本国と植民地との政治的交信は、時間的遅延も含めさまざまなリスクをはらんでいたといわざるをえない。距離はまことに大帝国の権力にとっては大きな障害であった。大西洋を隔て、パケット・ボートと呼ばれる郵便船の往復によって機能していたイギリスのアメリカ植民地に対する統治システムでは、そのリスクは増大する。とりわけ覇権に揺るぎがみえだしたこの時代にはこうしたすでに不確実な通信システムに何らかの形で人為的な干渉が加われば、政治的混乱をいつそう加速させる恐れもあった。「敵」と「味方」の郵便の中間奪取や暴露合戦は決して珍しいことではなかったし、実際フランクリンのイギリスからの手紙もしばしばこの種の被害を免れてはいなかった。「ハッチンスン書簡事件」のフランクリンは、表面的な行動からみれば、郵便システムの信頼性を誰にも先んじて遵守しなければならない植民地の郵政長官代理の場にありながら、みずからその使命を裏切ったという意味で、結果として極めて皮肉な背任行為を演じたことになる。

しかしその背任は、虚偽あるいは不正をそのまま露呈させればおのずと矯正がはかれるという確信によって正当化されていたのではないだろうか。ボストンでのセンセーショナルな反応に続いて73年8月ロンドンの『パブリック・アドヴァタイザー』紙が問題の手紙を掲載し始めた頃、フランクリンは匿名の

読者投稿という形で「書簡発覚」(discovery)を次のように支持している。

(それは) アメリカの官吏からの公務に関するすべての極秘書簡を開示することによって、大英帝国と植民地の平和と調和を再構築し後者の信頼を固められる簡便な方法であり、私信を暴露したというのは虚しい指摘にすぎない。なぜならもし真実のみが書かれているなら、何人もそれが知られることを恥じ入り、あるいは恐れる必要はないからだ。もし虚偽が極秘というマントを着けて不正に隠蔽されていたなら、その扇動的な書き手どもこそ暴露され罰せられることがまぎれもない正義である。・・・秘密の封印のもとにあらゆる敵意と誤報 (misrepresentation) を助長するとは、なんと脆弱で邪悪な政略であろうか⁽²²⁾。

イギリスと植民地との正確な政治的交信が不正な介在者たちによって妨害されている、その者たちによる(植民地事情についての)誤報 (misrepresentation) を開示することで混濁した交信を浄化すれば、両者間の本来の信頼関係は回復するという合理的楽観。その楽観が、自らに及ぶかも知れない災難に対しては、この老練な政治家を意外なほどに無防備にさせていたのかもしれない。「^{コックピット}闘鶏場」での厳しい弾劾の後、おそらく74年2月から数カ月を費やしてしたためられたであろう彼のアポロギア「ハッチンスン書簡事件に関する小論」と題する草稿のなかでも、マサチューセッツの人々に「彼らの一大事となるような情報を知らせることが私の義務」であると思えたとその動機を語り、彼の期待に反して、イギリス政府がハチンスン罷免の嘆願を拒否したことを次のように批判している。

彼らは嘆願をはねつけ、それを提出した私を罵倒し罰したのである。議場のヤジが扇動者として私に飛ばされ、私は本国と植民地の乖離を縮める方策として誇りすら感じていたまさにその行為によって、その乖離をむしろ拡大しようとする邪悪な企ての首謀者として気がついてみると不運にも告発されていたのである。なんとこの不可解な逆転であろうか。(Strange Perversion)⁽²³⁾

一方でフランクリンはこうした「逆転」(perversion)をこそ露骨に拡大し

戯画化することで、本国の施政の不合理を弾劾し矯正への期待をつないでもいた。この事件の混乱のさなか73年9月に彼が匿名で発表した「大帝国の小国に衰亡する法則」および「プロシア王の勅令」(ともに『パブリック・アドヴァタイザー』紙)は、まさにそのようなアイロニーを修辞戦略とした政治風刺となっている。たとえば前者において、匿名の筆者は「現代の愚者」を自任し、「古代の賢者」が「小さな町を大都会にする方法を心得ていたように」、「広大な領土を管理しながらも、あまりにそれが広いために支配するのが面倒だという大臣たちのために」私は「その逆の技をお伝えしよう」(The Science that I, a modern Simpleton, am about to communicate is the very reverse.)⁽²⁴⁾という書き出しで始まる。その20箇条に及ぶ法則の第16条は、「書簡事件」の顛末と酷似している——「植民地の状況の情報はすべて、彼ら(人民)と敵対関係にある総督と役人から受けること。こういう嘘つき連中は、励まして報酬をやります。連中がやり込められぬように、連中の虚偽の告発は秘匿しておき、明確な証拠によるごとく対処します。人民の味方からの情報を信じずに、彼らの不平はすべて少数の党派的な煽動者がでっち上げ、煽ったものと考え、こういう連中を捕らえて絞首刑にしてみれば、皆静かになりましょう」⁽²⁵⁾。逆説的な立法措置を戯文にして見せ、大帝国のマキャベリズムの暴走する末路が「小国への衰亡」でしかありえないことを、「現代の愚者」は警告している。

また「プロシア王の勅令」⁽²⁶⁾では、プロシア王フレデリックが、古代ドイツ民族のブリテン島への植民とその後の庇護を根拠として、イギリスに課税の勅令を発するという形式をでっちあげている。プロシア国内の臣民の税を軽減するために、イギリスに犠牲を強いる課税の論理が展開されているわけだが、もちろんこの戯文が、そのままアメリカ植民地を搾取するイギリス国王ジョージ3世の課税論理の鏡像となるべく意図されたことは明瞭であり、末尾には、以上の規定はイギリス歴代国王の法令あるいはイギリス議会の決議を模しものであるという念の入った但し書きが添えられている。だがこの「勅令」のアイロニーが含意するのは、ただ単にイギリス本国の植民地に対する課税の不当だけではない。フランクリンは、息子ウィリアム(ニュージャージー総督)に宛てた手紙で、この「勅令」を新聞で読み終えたばかりの知人たちの反応を紹介しているが、それをすっかりほんものと思いこんで、プロシア王の厚かましさに憤る者や、いずれ大軍を率いて進軍してくるのではないかと戦争を予見する者さえいたという⁽²⁷⁾。戯文であつたにもかかわらず、その信憑性が一瞬なり

とも疑われなかったということは、当時のプロシヤ王フレデリック2世（フリードリッヒ大王）のとかくの世評もさることながら⁽²⁸⁾、イギリスがプロシヤに対して相応のコンプレックスを有していたことの証左であるだろう。イギリスの主権がプロシヤ王の主張によって揺らぐように、クリストファー・ルービーの言葉をかりれば、主権とは正当な起源により絶対的なものとして初めからあったものではなく、「系図」^{ジェネアロジイ}⁽²⁹⁾として構造的に反復されていく歴史的な派生物にすぎない、ということになる。そして不可避の類比として、イギリスのアメリカ植民地支配の正当性も、オリジナルなものではなく歴史的な派生物にすぎないという推論が導かれるのは当然であろう。こうした空恐ろしい転覆的な含意を、果たしてフランクリンが確信犯として意図的に「勅令」に伏在させたかどうかは疑わしい。だが、彼の「書簡事件」での政治的ふるまいとそれを正当化するコトバの戦術が「矯正」への信念に動機づけられたものであったとしても、その結果として露呈されてくるものは、法令・通達・指令といったコトバによる「コミュニケーション・システムとしての大英帝国」⁽³⁰⁾と、そのあやういシステムのヒエラルキーを介して発効する国王主権のあまりの偏向ぶりであったろう。

フランクリンはいまだ関係修復への期待を完全に断念してはいなかったかもしれない。だが彼の言説は、印刷という、帝国ヒエラルキーの指揮系とは対照的な均質な広報媒体を通して、繰り返し本国や植民地に波及し、そのような潜在的な含意を散種していったにちがいない。巽孝之はこの事件に言及して、イギリス対アメリカの支配被支配関係を転倒させるフランクリンの政治学的倫理と、「最大の『主権』^{オーナーリチイ}を含んだ極秘書簡さえ公表してしまうこと、つまりはその正当性を剥奪しつつ『印刷』^{パブリッシュ}してしまうことのみを正当とする活字倫理学的逆説」との相乗性を指摘している⁽³¹⁾。フランクリンは植民地と本国の「和解」をめざして書きあるいは印刷し公表していたはずであった。だが「和解」のための「矯正」がもはや不可能とみえたとき、彼の活字はむしろ「独立」を志向する先導役として認知されていった。フランクリンによる書簡の漏洩が直接独立革命を招来したわけではないし、ハッチンスンが後にそう述懐しているとすれば、それはこの事件をあまりに過大評価した結果論であると言わざるを得ないだろう⁽³²⁾。だが「闘鶏場」での悪罵と嘲笑を沈黙によって耐えぬいた老政治家が、4年後の1778年独立戦争の勝利にむけてフランスとの同盟条約の調印式にのぞんだとき、「闘鶏場」での服装そのままに現れたという有

名なエピソードは、この事件が、彼を^{キングズマン}国王の臣下から革命家へと転じさせる何がしかの契機になってもいたことを暗示しているだろう。事件の翌年1775年5月5日10年ぶりに帰郷したフランクリンが、すでに4月レキシントンとコンコードの開戦により独立戦争遂行機関となっていた第2回大陸会議へのペンシルヴェニア代表を引き受けるのは、その翌日のことである。

〈注〉

- (1) William B. Willcox ed., *The Papers of Benjamin Franklin*, vol. XXI (New Haven: Yale University Press, 1978), p. 112. なお、フランクリンの引用は、1959年より刊行継続中のフランクリン全集、上記の巻を含む Leonard W. Labaree et al., eds., *The Papers of Benjamin Franklin*, 33 vols. to date (New Haven: Yale University Press, 1959-) を基本的なテキストとした。以下 PBF と略し、巻と頁を付す。
- (2) これまで比較的希薄にしか焦点の当てられてこなかった政治家・外交家としてのフランクリンの複雑な人間像を掘り起こす評伝が、近年相次いで出版されている。フランクリンの有名な『自伝』は1706年の誕生から1759年(53才)までの記述で終わっているため、独立革命前後のフランクリンがまさに政治家・外交家として華々しく活躍する時期が抜け落ちているわけだが、上記評伝の執筆者たちは、それぞれ『自伝』によって提示されたフランクリンの自画像を留保しつつあるいはその誘導から離れて、フランクリンの理性のマスクの下に隠されていた別の相貌を、特に革命前後の歴史の混乱期における政治家としての野心や闘争そして挫折や失意といった側面から浮かびあがらせている。本論執筆にあたって、フランクリンの植民地代表として活動の軌跡については、以下の評伝を適宜参考資料としたことをお断りしておく。David T. Morgan, *The Devious Dr. Franklin, Colonial Agent* (Macon, Mercer University Press, 1996), Francis Jennings, *Benjamin Franklin, Politician: The Mask and Man* (New York: Norton, 1996), Robert Middlekauff, *Benjamin Franklin and His Enemies* (Berkeley: University of California Press, 1996).
- (3) Morgan, *op. cit.*, p. 101.
- (4) *ibid.*, p. 105.
- (5) Franklin to John Hughes, 9 August 1765, PBF, XII, 234-235.
- (6) Morgan, *op. cit.*, p. 108.
- (7) *ibid.*, p. 131.
- (8) *ibid.*, p. 151.
- (9) Bernard Bailyn, *The Ordeal of Thomas Hutchinson* (Cambridge: Belknap Press of Harvard University Press, 1974), pp. 30-32.
- (10) Mary Beth Norton et al., eds., *A People & a Nation: A History of the United States*, 4th edition (Boston: Houghton Mifflin, 1994), p. 142.
- (11) Bernard Bailyn による *The Ordeal of Thomas Hutchinson* (Cambridge: Belknap Press of Harvard University Press, 1974) は、マサチューセッツ植民地最後の文民総督トマス・ハッチンソン(彼に続く総督トマス・ゲイジそして最後の総督ウィリアム・ハウとともに植民地イギリス軍を指揮する将軍である)の「試練」を、つまり独立革命前夜のマサチューセッツの騒乱期における国王忠誠派の行政官としての

彼の苦闘をあとづけながら、勝者の側からの革命史ではなく敗者の眼からのそれを提示して、示唆に富んだ評伝となっている。特にボストンへのイギリス軍の強制進駐とその後のマサチューセッツ議会との一連の対立については、pp. 156-220参照。なお、ナサニエル・ホーソンは、初期に手がけた歴史ロマンスのうちの『総督官邸の伝説』（1838～1839）と題する4連作の1編「エドワード・ランドルフの肖像画」で、ハッチンスンのイギリス軍進駐を許諾する「悪魔的」決断の場面を劇化している。

- (12) Bailyn, *op. cit.*, pp. 199-203.
- (13) *ibid.*, p. 208.
- (14) Franklin to Thomas Cushing, 6 May 1773 in *PBF*, XX, 200-201.
- (15) Franklin to John Winthrop, 25 July 1773 in *PBF*, XX, 330.
- (16) Bailyn, *op. cit.*, p. 227.
- (17) Franklin, "Tract Relative to the Affair of Hutchinson's Letters" in *PBF*, XXI, 430. 引論は旧約「レビ書」16章10、20-21。ペイリンのハッチンスン評伝では、「書簡事件」を扱う第7章の章題を、フランクリンのこの言葉からとって "The 'Scape-Goat'"（「贖罪の山羊」）とし、問題の手紙だけが意図的に選別され、書かれた状況を離れて突出し、ハッチンスン一派に対する過剰な敵意がかき立てられていった経緯をあとづけている。
- (18) Bailyn, *op. cit.*, p. 243.
- (19) *ibid.*, pp. 240-241.
- (20) さまざまに憶測されているが、手紙の提供者は今日まで謎のままである。たとえばペイリンとモーガンは異説を唱えている。Morgan, *op. cit.*, p. 222参照。
- (21) *ibid.*, p. 256.
- (22) Franklin, "On Hutchinson Letters" in *PBF*, XX, 381.
- (23) Franklin, "Tract Relative to the Affair of Hutchinson's Letters" in *PBF*, XXI, 430.
- (24) Franklin, "Rules by Which a Great Empire May be Reduced to a Small One" in *PBF*, XX, 391. 邦訳は『アメリカ古典文庫1 ベンジャミン・フランクリン』池田孝一訳（研究社、1975）、187頁を参照したが、筆者の判断で多少の修正を加えた。
- (25) *ibid.*, 398. 池田訳、193頁。
- (26) Franklin, "An Edict by the King of Prussia" in *PBF*, XX, 418.
- (27) Franklin to William Franklin, 6 October 1773, *PBF*, XX, 438.
- (28) 英王室がプロシヤのハノーヴァ家出身であったことの他に、当時フレデリック2世の帝国主義的野心は広く知れわたっており、フレンチ・アンド・インディアン戦争終結時パリ条約（1763）で疎外されて以来のイギリスへの侮蔑、ポーランドへの強圧的なプロシヤ軍の進駐など、この「勅令」の信憑性に彼の世評も貢献していた。*PBF*, XX, 413参照。
- (29) Christopher Looby, "Franklin's Purloined Letters," *Arizona Quarterly* vol. 46, Number 2 (Summer 1990), p. 8.
- (30) *ibid.*, p. 10.
- (31) 巽孝之, 「モダン・プロメテウスの銀河系——ベンジャミン・フランクリンの戯作と開拓体験記の伝統」『ニュー・アメリカニズム』所収, 青土社（1995年）, p. 143.

(32) Morgan, *op. cit.*, p.165.